

平成 30 年 5 月 21 日

公益財団法人北海道農業公社

入札説明書の訂正について

平成 30 年 5 月 9 日に公表した制限付一般競争入札について、下記のとおり訂正します。

記

1. 工事の名称 工事番号 第 11108302 号
平成 30 年度 畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業)
幌延西部地区 第 2 工区
2. 訂正の箇所
入札説明書
10 入札保証金及び契約保証金
3. 正誤表
入札説明書

項目	正	誤	備考
10(1)	(1)入札保証金 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が确实と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。	(1)入札保証金 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が确实と認める担保を提供すること。ただし、 <u>低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、</u> 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。	下線部の削除
10(2)	(2) 契約保証金 契約を締結する者は、契約金額の	(2) 契約保証金 契約を締結する者は、契約金額の	

	<p>100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が确实と認める担保を提供すること。ただし、<u>低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。</u> <u>なお、</u>次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。</p>	<p>100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が确实と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。</p>	<p>下線部の追加</p>
--	---	--	---------------

以上